

取引業者の皆様へ

公益財団法人北九州産業学術推進機構〔FAIS〕は、活動の原資が公的な資金であることを自覚し、不正防止のためのルールを定めて、公正かつ効率的な運用・管理に取り組んでいます。不正な行為には職員のみならず取引業者に対しても厳しく対応することとしていますので、皆様にはご理解とご協力をお願い申し上げます。

◆不正行為とは

以下のような行為は不正行為とし、取引停止等の処分の対象になります。

- ・虚偽記載（取引事実と異なる品名、数量、金額等を記載した書類を作成し、提出すること）
- ・競争入札妨害又は談合
- ・架空発注（納品の実態がないにもかかわらず、その代金を受け取ること）
- ・預け金（機構職員からの預け金の依頼を承諾すること）
- ・機構職員への金品等の利益供与
- ・粗雑な委託の履行又は粗雑品の納品、契約違反、その他不誠実な行為と認められるもの。

◆取引停止等の処分

不正行為に対しては、「北九州市建設工事等入札参加者の指名停止要綱」に準じ、その内容に応じて、1カ月～36カ月以内の一定期間、取引を停止することになっています。機構職員からの依頼があっても不正行為に加担しないようご協力をお願い致します。

◆競争的資金等の不正使用に係る通報窓口

機構職員から架空発注や虚偽の書類作成等、不正と思われる取引の要請等があった場合は、下記通報窓口までご連絡ください。

書面（FAX、電子メールを含む）による場合は、宛先に（電子メールの場合は表題に）「競争的資金等不正使用防止担当」と明記してください。

【機構内窓口】

（公財）北九州産業学術推進機構 キャンパス運営センター
キャンパス運営センター長
〒808-0135 北九州市若松区ひびきの2番1号
E-mail tsuhou@ksrp.or.jp
TEL 093-695-3111（代） FAX 093-695-3010

【機構外窓口】北九州市産業経済局 新産業振興課 新産業係

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号
E-mail san-shinsangyou@city.kitakyushu.lg.jp
TEL 093-582-2905 FAX 093-582-1202